

放課後児童クラブ利用料の助成のお知らせ

いわき市では、放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブに支払った利用料の一部を助成しています。

1 対象者

いわき市からの委託を受けた放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業所）を利用する、次の世帯の方を対象とします。

- (1) 生活保護世帯の方
- (2) 市県民税非課税世帯の方

2 助成額

利用している放課後児童クラブに支払った保護者負担金のうち、おやつ代や教材費等の実費負担分を除く利用料について助成します。（利用料が未納の場合は助成の対象となりません）
なお、生活保護の就労に伴う必要経費として控除される額は除きます。

利用料の全額（※1人当たり月額上限 **11,000 円**）

3 手続き

保護者から市役所こども支援課へ直接申請して下さい。（※利用している放課後児童クラブでは受付けていません。）

審査後、申請時に指定した口座へ助成額を振り込みます。

(1) 申請書類

- ① いわき市放課後児童クラブ利用料助成申請書（第1号様式）
※お子さん1人につき1枚
- ② いわき市放課後児童クラブ利用料受領証明書（第2号様式）
※放課後児童クラブで記入してもらって下さい。
- ③ 振込先口座の通帳の写し（口座名義及び口座番号のわかるページ）
- ④ 対象であることを確認する添付書類（※年度の初回申請時のみ）

対象世帯	添付書類	入手場所	備考
生活保護世帯	生活保護受給証明書	各地区保健福祉センター	・担当のケースワーカーに相談して下さい。
市県民税非課税世帯	当該年度の市県民税非課税証明書（写しでも可）	本庁及び各支所、市民サービスセンター、窓口コーナー	・非課税証明書は、1月1日現在のお住まいの市町村で発行しております。 ・同一世帯の19歳以上の方は全員、非課税証明書の提出が必要です。

(2) 申請場所

市役所こども支援課へ提出して下さい。(郵送・持参どちらでも可能です。)

【こども支援課】

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 (市役所本庁舎 7 階)

(3) 申請受付及び支払時期

原則として、次の年 3 回の時期に申請受付及び助成金の支払いを予定しています。

区分	助成対象月	申請期限	助成金支払時期 (口座振込)
第 1 期	4 月分 ~ 7 月分まで	7 月末	9 月頃
第 2 期	8 月分 ~ 11 月分まで	11 月末	1 月頃
第 3 期	12 月分 ~ 3 月分まで	3 月末	5 月頃

※利用した月を含む年度を超えて申請することはできませんので、ご注意ください。

利用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
申請受付				受付				受付				受付				受付
振込	4~7月利用分 (第1期) → 振込予定															
	8~11月利用分 (第2期) → 振込予定															
	12~3月利用分 (第3期) → 振込予定															

【 お問い合わせ先 】

いわき市 こどもみらい部 こども支援課 こども支援係 (市役所本庁舎 7 階)

- ◎ 電 話 0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 5 4
- ◎ F A X 0 2 4 6 - 2 2 - 7 5 5 4
- ◎ 郵便番号 9 7 0 - 8 6 8 6
- ◎ 所 在 地 いわき市平字梅本 2 1 番地